

平成26年第3回  
美唄市議会臨時会会議録  
平成26年11月20日（木曜日）  
午前10時00分 開会

## ◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期決定の件
- 第3 諸般報告
- 第4 議長報告
- 第5 承認第5号 専決処分の承認を求める件(平成26年度美唄市一般会計補正予算(第5号))
- 第6 議案第54号 美唄市給与条例の一部改正の件
- 第7 議案第55号 美唄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び美唄市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正の件
- 第8 議案第56号 平成26年度美唄市一般会計補正予算(第6号)

## ◎出席議員（14名）

|     |     |    |   |
|-----|-----|----|---|
| 議長  | 内馬場 | 克康 | 君 |
| 副議長 | 五十嵐 | 聡  | 君 |
| 1番  | 倉本  | 賢  | 君 |
| 2番  | 長谷川 | 吉春 | 君 |
| 3番  | 谷村  | 知重 | 君 |
| 4番  | 丸山  | 文靖 | 君 |
| 5番  | 本郷  | 幸治 | 君 |
| 6番  | 森川  | 明  | 君 |
| 7番  | 吉岡  | 文子 | 君 |
| 8番  | 桜井  | 龍雄 | 君 |
| 9番  | 金子  | 義彦 | 君 |
| 10番 | 高田  | 正則 | 君 |
| 12番 | 小関  | 勝教 | 君 |
| 13番 | 土井  | 敏興 | 君 |

## ◎出席説明員

|          |    |    |   |
|----------|----|----|---|
| 市長       | 高橋 | 幹夫 | 君 |
| 副市長      | 藤井 | 英昭 | 君 |
| 総務部長     | 市川 | 厚記 | 君 |
| 経済部長     | 須田 | 正毅 | 君 |
| 総務部総務課長  | 佐藤 | 崇  | 君 |
| 総務部総務課主査 | 置田 | 孝浩 | 君 |

|           |    |    |   |
|-----------|----|----|---|
| 農業委員会会長   | 小川 | 俊美 | 君 |
| 農業委員会事務局長 | 吉村 | 清孝 | 君 |

## ◎事務局職員出席者

|      |    |    |   |
|------|----|----|---|
| 事務局長 | 中平 | 匡司 | 君 |
| 次長   | 三上 | 忠  | 君 |

午前10時00分 開会

●議長内馬場克康君 ただいまより、本日もって招集されました平成26年第3回美唄市議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

●議長内馬場克康君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

3番 谷村知重議員

4番 丸山文靖議員

を指名いたします。

●議長内馬場克康君 次に日程の第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日より11月21日までの2日間といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

---

●議長内馬場克康君 次に日程の第3、諸般報告に入ります。

諸般報告については朗読を省略いたします。

諸般報告についてご質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって諸般報告を終わります。

---

●議長内馬場克康君 次に日程の第4、議長報告に入ります。

議長報告についても、朗読を省略いたします。

議長報告についてご質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって議長報告を終わります。

---

●議長内馬場克康君 次に日程の第5、承認第5号専決処分の承認を求める件を議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

市長。

●市長高橋幹夫君(登壇) ただいま上程されました承認第5号専決処分の承認を求める件について、提案理由をご説明申し上げます。

本件は、専決第2号平成26年度美唄市一般会計補正予算(第5号)について、美唄地域人材開発センター寄宿舍解体工事中に、コンクリート製煙突の中にアスベスト含有建材を確認したことから、早急な飛散防止対策が必要のため設計変更を行い、大気汚染防止法に

従いアスベストを除去する費用を増額補正したもので、急を要することから、地方自治法の規定により、去る10月3日付けで専決処分を行ったので報告し、その承認を求めるものであります。

歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に、それぞれ351万6,000円を増額補正し、補正後の予算総額を171億9,554万8,000円としたものであります。

補正内容につきまして、歳出から申し上げますと、総務費に公有財産解体事業を増額計上いたしました。

一方、歳入につきましては、歳出計上額に対応する繰越金を計上し、財源対応をいたしました。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長内馬場克康君 これより承認第5号について質疑を行います。

6番、森川明議員。

●6番森川明議員 専決処分の承認を求める平成26年度美唄市一般会計補正予算(第5号)の件につきまして質疑を行います。

市の石綿アスベストの対応等につきましては、平成20年第4回定例会、平成26年第2回定例会でそれぞれ質問しました経緯がありますが、答弁としては異常はないとのことでした。

この度の専決事項の件は、全くの想定外の感をしています。石綿被害に関しては、国に責任があるという10月の大阪泉南訴訟最高裁の初判断が記憶に新しい訳で、石綿が体内に吸収された場合、中皮腫や肺癌等、疾病が発症されるまで20年から40年かかるとされています。このこと等から、行政も対策をよ

り強めなければなりません。現在、石綿の使用は国で禁止されていますが、身近に残されている実態に驚いています。解体時の被害の懸念されている現状から、万全を期して市の対応は当然と思われます。

そこで伺いたい点は、①として、美唄市地域人材開発センター寄宿舍は、道庁が建築したもので、契約時の図面から石綿使用は考えられなかった点から、経費の一部を道庁が負担をすべきではないかという点。

②として、労働基準監督署、道庁、空知総合振興局に対する対応状況。

③は、美唄ダム事務所、住宅をはじめ、市の施設など学校を含む石綿に関する調査はどのようなになっているのか。以上の点を質問いたします。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長高橋幹夫君 森川議員の質問にお答えいたします。

アスベストの除去についてであります、美唄地域人材開発センターの施設につきましては、道立札幌高等技術専門学院美唄分校の閉校後、地域における人材育成施設として活用をするため、平成 10 年 4 月 1 日に美唄市が北海道から無償譲渡を受け、美唄地域人材開発センター運営協会に貸し付けし、各種職業教育訓練を行っているところであります。

寄宿舍につきましては、平成 19 年に運営協会から美唄市に返還されましたが、老朽化が進んでいたことや、防犯上の観点から解体を行うこととしたものであります。解体工事にあたっては、建設時の詳細な設計図書がなく、アスベスト使用の有無がわからなかったため、目視による調査を行いながら、工事を

進めて参りましたが、煙突下部に石綿状の断熱材を発見したことから、当該部分の封じ込めを行うと共に、サンプルを採取し専門業者に分析を依頼した結果、アスベスト含有建材であることが判明し、早急な対応が必要なことから、アスベスト除去に係る設計変更に伴う補正予算の専決処分を行ったところであります。

次に、アスベスト除去に係る費用負担についてであります、北海道からの施設の無償譲渡に当たりましては、契約書において、美唄市は契約締結後、譲渡物件に隠れた瑕疵があることを発見しても、北海道に対し損害賠償の請求をすることができない旨を規定していることから、今回のアスベスト除去に係る費用負担を北海道に求めることはできないものと考えております。

次に、関係官庁への対応についてであります、サンプルの分析結果判明後、直ちに北海道空知総合振興局生活環境課に報告し、大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出作業実施届出書の提出などについて、指示を受けたところであります。

また、岩見沢労働基準監督署には建築物解体等作業届を提出し、同署からは今後における解体工事に際してのアスベストの有無の調査実施と受注者がアスベストによる労働者の「暴露防止」措置を講じるために必要な情報提供について要請を受けたところであります。

次に、学校や公共施設におけるアスベストの調査につきましては、平成 17 年にアスベスト吹きつけの目視調査やサンプリング調査などを行い、アスベストの使用が確認された施設につきましては、除去や囲い込みなどの安

全対策を実施したところであります。

今後、建物の解体を行う際には、可能な限り事前調査を行い、アスベスト使用が判明した場合には、住民の皆さんや工事関係者の安全確保に十分留意をしながら、対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

●議長内馬場克康君 6番、森川明議員。

●6番森川明議員 それぞれ答弁をいただきました。

道の一部請求については、致し方ないという反面、無償譲渡といえども契約時の図面と点検が十分でなかった点もあると思います。石綿があったとはまさかの感じがしますが、目視調査やサンプリング調査は万全を期しているものと思っていました。石綿の指摘があった旧三菱マテリア建材美唄工場も、工場閉鎖時に工場内の設備類は空気測定検査等で全て撤去され、その後、倉庫として使用されている民間の実例もあります。

何故、石綿にこだわっているかと申しますと、ここに労災の認定についてというパンフがあります。これは1階ロビーに一般市民向けにありました。実は、先輩の知人が、光珠内の工場内で吹き付け作業等を、実際に手で触り石綿を取り扱っていたと申ししていました。また、社員で加工作業等11社がたくさんおります。ところが、元気だった知人が急に中皮腫で亡くなりました。厳しい申請の中で労災認定がされた例があります。市も石綿について、安全対策の実施、さらに相談窓口を設定するなど適切な対応に努め、市民の健康を守るために空知振興局と連携を取り合い、今日に至っているものと思われま。

答弁内容について、次の点を、さらに質問

をいたします。

①といたしまして、道庁へは契約書の関係で損害補償一部請求はできないという答弁でした。高額な解体事業費351万6,000円でもあり、見積もりなどから、どの作業面で費用がかかるのか、積算内容を具体的に知りたい点と、また有償譲渡の美唄ダム事務所、住宅等も同じ取り扱いになるのかという点です。

②といたしまして、数年前に設置された美唄市公共施設等アスベスト調査対策委員会、この機能状況もお知らせを願いたいと思います。以上でございます。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長高橋幹夫君 森川議員の質問にお答えいたします。

アスベスト除去作業の積算についてであります。主な内容といたしましては、石綿含有建材撤去工事に係る屋根設置などの仮設費が60万円、作業場所をシートで隔離する清掃・隔離養生費が63万1,000円、粉じん飛散防止剤吹付処理などの石綿除去作業費が70万9,000円、廃棄物密閉ポリ袋などの消耗品費が42万8,000円、産廃処理手数料などの廃材運搬費が86万7,000円などとなっております。

次に、北海道から平成17年4月に有償で購入した美唄ダム事務所の契約内容につきましては、隠れた瑕疵があった場合など、瑕疵担保に関する規定はなく、契約に定めのない事項については、双方協議して定めることとなっております。

次に、美唄市公共施設等アスベスト調査対策委員会についてであります。平成17年の国の「石綿障害予防規則」施行に伴い、美唄

市の公共施設におけるアスベストの使用実態を調査すると共に、その対応策を協議するため、同年7月に設置したものであります。設置後、同年11月までに3回の委員会を開催し、アスベストの使用状況調査の実施、調査結果に基づく対応策及び市民周知などについて協議したところでありますが、所期の目的である調査等が終了したことから、現在は設置していないところであります。以上でございます。

●議長内馬場克康君 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって**承認第5号専決処分の承認を求める件**は、原案のとおり**承認**されました。

---

●議長内馬場克康君 次に日程の第6、議案第54号美唄市給与条例の一部改正の件及び日程の第7、議案第55号美唄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び美唄市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正の件の以上2件を一括議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。  
市長。

●市長高橋幹夫君（登壇） ただいま上程されました各案件について、提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第54号美唄市給与条例の一部改正の件であります。

本件は、本年の人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準拠し、一般職及び再任用職員の給料表、通勤手当、期末手当及び勤勉手当について、必要な改正を行うものであります。

次は、議案第55号美唄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び美唄市特別職の給与に関する条例の一部改正の件であります。

本件は、一般職の給与改定に準拠し、市議会議員並びに特別職の期末手当について、必要な改正を行うものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長内馬場克康君 ただいま提案理由の説明がありました議案第54号及び議案第55号の以上2件は、大綱質疑にとどめ、所管の常任委員会に付託の上、審査することにいたします。

これより、議案第54号及び議案第55号の以上2件について、一括大綱質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、一括大綱質疑を終結いたします。

よって、議案第54号及び議案第55号の以上2件は総務・文教委員会に付託の上、審査することにいたします。

---

●議長内馬場克康君 次に日程の第8、議案第56号平成26年度美唄市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。  
市長。

●市長高橋幹夫君（登壇） ただいま上程されました議案第 56 号平成 26 年度美唄市一般会計補正予算（第 6 号）について、提案理由をご説明申し上げます。

本件は、第 1 条歳入歳出予算第 2 条地方債について補正しようとするものであります。

第 1 条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 5,067 万 2,000 円を増額補正し、補正後の予算総額を 172 億 4,622 万円にしようとするものであります。

補正内容は、歳出では、農林費に農地法の改正により全ての農業委員会等において、農地台帳の電子管理及び公表が法定化されたことから、農地台帳システムの改修を行う農業委員会事務を、また、畜産業と連携し、麦稈と堆厩肥を交換して小麦ほ場へ施用することにより、地力増進型の小麦生産の推進を図るため、麦稈収集に必要な機械導入を支援する畑作生産振興事業を、人・農地プランに位置付けられた経営体が行う、農業機械等の導入に対し支援する経営体育成交付金事業を、日本型直接支払制度の創設に伴い農地・水保全管理支払から本年度より多面的機能支払に移行されたことに伴い、各協力会が取り組む活動に対する交付金が増額になるため、市の負担金を追加する農地・水保全管理支払交付事業をそれぞれ増額計上するとともに、ほ場整備事業を円滑に進めるため、工事条件が良好な夏期施工を実施する農地を対象に、休耕等による所得損失を上限として、夏期施工実施面積に応じて、促進費を交付する中心経営体農地集積促進事業を計上いたしました。

また、国営換地計画受託事業の実施に伴い、

一時利用地指定が 10.5ha 増加したことに加え、新たに従前地評価が追加となったことから、国営換地計画受託事業を増額計上いたしました。

商工費には、電気化学工業株式会社工場増設に伴い、震災復興工事に関連した建設資材不足による建設費の高騰及び労務単価等の見直しにより工事費が増加したことから、企業立地等振興対策補助事業を増額計上し、また、観光・特産品の情報発信の強化並びに来年 4 月以降に実施することとしている、ふるさと納税に対する特産品の贈呈を円滑に進めるため、観光・特産品の情報発信の拠点施設であるアンテナショップ P i P a に対し、これらの事業の企画・開発・調査費用を補助する特産品情報発信促進事業を計上いたしました。

職員費には、平成 26 年人事院勧告に基づく給与改定を行う職員等給与費を増額計上いたしました。

歳入には、対応する財源として、地方交付税、道支出金、繰入金、繰越金、諸収入、市債をそれぞれ増額補正し、財源対応をいたしました。

第 2 条地方債の補正につきましては、本歳入歳出予算に計上している企業立地等振興対策補助事業について、事業の実施に伴う財源として過疎地域自立促進特別事業債を 90 万円増額発行するため、地方債の限度額の変更を行うものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長内馬場克康君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明がありました議案第 56 号については大綱質疑にとどめ、後ほど設置いたします特別委員会に付託の上、審

査することにいたしたいと思います。

午前10時25分 散会

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼び者あり)

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

これより議案第56号について、大綱質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって大綱質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第56号については、13人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

ただいま設置されました予算審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、

倉本 賢議員、長谷川吉春議員、

谷村知重議員、丸山文靖議員、

本郷幸治議員、森川 明議員、

吉岡文子議員、桜井龍雄議員、

金子義彦議員、高田正則議員、

五十嵐聡議員、小関勝教議員、

土井敏興議員の以上13人の議員を指名いたします。

---

●議長内馬場克康君 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

---

